

高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金交付要綱 新旧対照表

(新)

第1条 (略)

(補助の目的)

第2条 県は、収益性の高い農作物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進するために、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。）及び中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知、平成28年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知及び令和2年2月7日付け元農会第702号農林水産技術会議事務局長通知。（以下「実施要領」という。））に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条から第6条 (略)

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別表第2に掲げる補助金変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

(旧)

第1条 (略)

(補助の目的)

第2条 県は、収益性の高い農作物等の生産・販売等の取組を総合的に支援し、意欲ある中山間地域の農業者等の所得向上を推進するために、中山間地域所得向上支援対策実施要綱（平成28年10月11日付け28農振第1336号農林水産事務次官依命通知。）及び中山間地域所得向上支援対策実施要領（平成28年10月11日付け28生産第1140号農林水産省生産局長通知及び平成28年10月11日付け28農振第1337号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）に基づき、別表第1に掲げる補助事業者（以下「補助事業者」という。）が事業を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

第3条から第6条 (略)

(補助金の交付の決定の変更の申請)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する変更を行おうとする場合は、別表第2に掲げる補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、別表第1の区分の欄に掲げる1から3までの事業に係る経費の相互間における経費の流用をしてはならない。

第8条から第10条（略）

（年度終了実績報告）

第11条 **補助事業者**は、規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別表第2に掲げる年度終了実績報告書を、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

第12条から第15条（略）

（補助の条件）

第16条

8 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別表第2に掲げる**契約に係る**指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第18条から第19条（略）

（附則）略

（附則）

1 略

第8条から第10条（略）

（年度終了実績報告）

第11条 **第3条第2号の事業を実施するとき**は、規則第11条第1項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別表第2に掲げる年度終了実績報告書を、当該会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

第12条から第15条（略）

（補助の条件）

第16条

8 市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）以外の補助事業者は、前項の規定により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別表第2に掲げる指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

第18条から第19条（略）

（附則）略

（附則）

1 略

2 この要綱は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条第2項から第5項まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、令和2年5月21日から施行する。

2 この要綱は、令和2年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第6条、第10条第3項、第14条、第15条、第16条第2項から第5項まで及び第19条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。